

第六次川越市国際化基本計画 (令和8年度～令和12年度)

全ての市民が輝く多文化共生のまちづくり

川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



市長挨拶



本市には、人口の 3 パーセントを超える約 12,000 人の外国籍市民が住んでおり、その国籍は 80 以上に上ります。言葉の壁や文化、生活習慣の違いから、様々な困難が生じることもありますが、文化や価値観の違いを互いに尊重し、第五次川越市総合計画に掲げる「誰もが地域で交流やつながりを持ち、支え合えるまち」を実現するために、多文化共生の推進が求められています。

本計画は、外国籍市民の増加や入国管理制度の改正など、社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえて策定しました。掲載した施策を確実に実行することで、市民の皆様とともに多様な文化を尊重し、互いの違いを認め合いながら共に生きる多文化共生のまちづくりを推進して参りたいと考えております。皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました川越市国際化基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査や意見公募に御協力いただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

川越市長 森田 初恵

目次

第1章 川越市国際化基本計画について	1
1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 期間	1
4 現状と課題	2
(1) 社会情勢	2
(2) 国の動向	3
(3) 埼玉県動向	4
(4) 川越市の現状と課題	4
第2章 これまでの取組	17
1 前計画について	17
2 これまでの取組や成果	17
(1) 外国籍市民への支援の充実	17
(2) 多文化共生意識を持った市民の育成	18
(3) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	18
(4) 姉妹・友好都市交流などの充実	18
3 前計画の総括と課題、今後の方向性	19
(1) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）の総括	19
(2) 前計画（第五次川越市国際化基本計画）における課題	19
(3) 今後の方向性	20
第3章 基本方針	22
1 基本理念	22
2 基本目標	22
(1) 外国籍市民への支援の充実	22
(2) 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	22
(3) 多文化共生意識を持った市民の育成	22
(4) 姉妹・友好都市交流などの充実	22
3 計画の体系	23
第4章 施策の内容	24
1 基本目標1 外国籍市民への支援の充実	24

(1) コミュニケーション支援	24
(2) 外国籍市民の生活支援	26
2 基本目標2 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	28
(1) 社会参画支援	28
(2) 多文化共生の場づくり	29
3 基本目標3 多文化共生意識を持った市民の育成	29
(1) 意識啓発・人材育成	29
4 基本目標4 姉妹・友好都市交流などの充実	30
(1) 姉妹・友好都市交流	30
第5章 計画の推進	32
1 計画の推進体制	32
2 計画の進行管理と評価方法	33
3 計画の指標	33
資料編	
1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿	35
2 第六次川越市国際化基本計画策定経過	36
3 川越市国際化基本計画審議会条例	37
4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱	38